

和木町日中一時支援事業の概要について

1 目的

障害者や障害児の家族の一時的な休息や就労の支援を行う。

2 事業内容

日中において、施設での一時的な見守りを行う。

3 対象者

町内に居住し、次のいずれかに該当し、日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認めた者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 小中学校の特別支援学級及び盲・ろう・特別支援学校に通学する児童生徒
- (5) その他町長が必要と認める者

4 利用時間

原則午前8時から午後7時までの間とし、1回の利用時間は2時間以上とする。

5 支給量

1ヶ月の利用量については、原則10回以内とする。ただし以下の例外あり。

- (1) 養護者の就労又は疾病等により、当該養護者が不在又は利用者の介護・見守りができない場合であって、日中において当該養護者以外に利用者の介護・見守りを行うことができる者がいない場合については、1ヶ月につき25回以内（要就労証明）
- (2) 町長が特に必要と認めるとき

6 利用者負担額

町民税課税世帯・・・5時間未満まで 300円／回
5時間以上 600円／回
(事業者へ直接支払い)

町民税非課税世帯・・・利用料0円

生活保護世帯・・・利用料0円

送迎は1回につき54円（往復利用は2回とする。）

※送迎可能かどうかは、事業所と相談してください。

※食費については実費負担となります。

※町民税課税状況については、毎年度7月1日に見直しを行います。ご利用中または、申請中の方については、毎年6月中に申請書等を送付いたします。

7 利用方法

- (1) 保健福祉課に申請書を提出する。
- (2) 町から決定通知書が送付されたら、事業者に提示し利用手続きを行う。
- (3) 利用の際は、毎回必ず決定通知書を事業所に提示し、決定通知書裏面に利用状況の記載をしてもらったあとに確認印を押す。

(利用できる事業者 裏面)

8 利用できる事業者

和木町との委託契約を結んだ近隣の事業所 (令和7年7月現在)

事業所名	所在地	電話番号
どんまい	岩国市南岩国町 2-78-32	0827-28-4546
ひかりの里	岩国市錦見 3-7-57	0827-44-2255
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国 4-2-20	0827-43-2377
陽の出園	岩国市美和町生見 25	0827-96-0311
クリスタル	岩国市門前町 2 丁目 33-3	0827-35-6608
あいら	広島県廿日市市峠 935 番地 1	0829-74-0150
おおたけ松美園 多機能事業所 はる陽	広島県大竹市松ヶ原町 813-1	0827-59-3281
放課後等デイサービス IRISA	広島県大竹市油見 3-19-18	0827-35-5848
障がい者デイサービス エンジョイ	広島県大竹市新町 1-10-5	0827-28-0126

問合せ▼和木町保健福祉課 福祉・医療係

TEL 0 8 2 7 - 5 2 - 2 1 9 5

FAX 0 8 2 7 - 5 2 - 7 2 7 7